

第16章 付 録

1 職業分類の説明

「雇用保険被保険者資格取得届」の「13 職種」欄の区分となります。

区 分	職 種	説 明（具 体 例）
1	管 理 的 職 業	会社・団体等の役員及び管理職員（経営組織の課以上の長）をいいます。（会社部長、課長、支店長、工場長、営業所長）
2	専門的・技術的職業	教育の仕事、医学の知識を必要とする専門的な仕事、芸術作品の創作・演奏・上演の仕事に従事するもの、その他研究者、法務従事者、公認会計士などの専門家及び技術者をいいます。（機械技師、建築家、教員、看護師、デザイナー、俳優、物理学者、記者、カメラマン、無線通信員）
3	事 務 的 職 業	現金の出納、帳簿、文書、記録などの作成・管理事務機械の操作調査などの経営管理の補助的な業務に従事するものをいいます。（経理事務員、現金出納事務員、文書係事務員、人事係事務員、受付事務員、タイピスト、キーパンチャー、現場事務員、電話交換手）
4	販 売 の 職 業	商品・不動産・有価証券などの売買、売買の仲介・代理、勧誘などの業務に従事するものをいいます。（販売店員、販売外交員、サービス外交員、保険外交員）
5	サ ー ビ ス の 職 業	家事に従事するもの、個人の身のまわり用務、娯楽などの接客サービスに従事するもの、料理、洗濯、職業スポーツなどその他のサービスの業務に従事するものをいいます。（理容師、給仕人、旅館番頭、ドアマン、接客員、料理人、バーテンダー、洗濯工、ガイド）
6	保 安 の 職 業	個人・財産の保護、秩序の維持などに従事するものをいいます。（守衛、監視人、警備員、消防員）
7	農 林 漁 業 の 職 業	農業、林業及び漁業に従事するものをいいます。 （果実栽培労務者、園芸労務者、伐木人、漁師、養魚作業者）
8	生 産 工 程 の 職 業	各種作品製造の工程作業に従事するもの、技術補助工など短期間に習得でき、かつほとんど判断を要しない簡単な作業に従事するものも含めます。（機械工、溶接工、修理工、組立工、製鉄工、現図工、塗装工、紡績工、木工、印刷工、成型工、製菓工、科学工）
9	輸 送 ・ 機 械 運 転 の職業	自動車・電車・船舶・飛行機の運転、通信機の操作、電話交換、車掌その他の運輸の作業に従事するものをいいます。（バス運転手、トラック運転手、電車運転手、電車車掌、観光バス車掌）
10	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	建設・電気工事作業、土砂掘削、鉱物採掘業務等に従事するものをいいます。
11	運搬・清掃・包装等の職業	貨物等の運搬、建物等の清掃、品物の包装等の業務に従事するものをいいます。

2 産業分類表

A 農業、林業		I 卸売業、小売業	
0 1	農業	5 0	各種商品卸売業
0 2	林業	5 1	繊維・衣服等卸売業
B 漁業		5 2	飲食料品卸売業
0 3	漁業（水産養殖業を除く）	5 3	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
0 4	水産養殖業	5 4	機械器具卸売業
C 鉱業、採石業、砂利採取業		5 5	その他の卸売業
0 5	鉱業、採石業、砂利採取業	5 6	各種商品小売業
D 建設業		5 7	織物・衣服・身の回り品小売業
0 6	総合工事業	5 8	飲食料品小売業
0 7	職別工事業（設備工事業を除く）	5 9	機械器具小売業
0 8	設備工事業	6 0	その他の小売業
E 製造業		6 1	無店舗小売業
0 9	食料品製造業	J 金融業、保険業	
1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	6 2	銀行業
1 1	繊維工業	6 3	協同組織金融業
1 2	木材・木製品製造業（家具を除く）	6 4	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
1 3	家具・装備品製造業	6 5	金融商品取引業、商品先物取引業
1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	6 6	補助的金融業等
1 5	印刷・関連連業	6 7	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
1 6	化学工業	K 不動産業、物品賃貸業	
1 7	石油製品・石炭製品製造業	6 8	不動産取引業
1 8	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	6 9	不動産賃貸業・管理業
1 9	ゴム製品製造業	7 0	物品賃貸業
2 0	なめし革・同製品・毛皮製造業	L 学術研究、専門・技術サービス業	
2 1	窯業・土石製品製造業	7 1	学術・開発研究機関
2 2	鉄鋼業	7 2	専門サービス業（他に分類されないもの）
2 3	非鉄金属製造業	7 3	広告業
2 4	金属製品製造業	7 4	技術サービス業（他に分類されないもの）
2 5	はん用機械器具製造業	M 宿泊業、飲食サービス業	
2 6	生産用機械器具製造業	7 5	宿泊業
2 7	業務用機械器具製造業	7 6	飲食店
2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	7 7	持ち帰り・配達飲食サービス業
2 9	電気機械器具製造業	N 生活関連サービス業、娯楽業	
3 0	情報通信機械器具製造業	7 8	洗濯・理容・美容・浴場業
3 1	輸送用機械器具製造業	7 9	その他の生活関連サービス業
3 2	その他の製造業	8 0	娯楽業
F 電気・ガス・熱供給・水道業		O 教育、学習支援業	
3 3	電気業	8 1	学校教育
3 4	ガス業	8 2	その他の教育、学習支援業
3 5	熱供給業	P 医療、福祉	
3 6	水道業	8 3	医療業
G 情報通信業		8 4	保健衛生
3 7	通信業	8 5	社会保険・社会福祉・介護事業
3 8	放送業	Q 複合サービス事業	
3 9	情報サービス業	8 6	郵便局
4 0	インターネット附随サービス業	8 7	協同組合（他に分類されないもの）
4 1	映像・音声・文字情報制作業	R サービス業（他に分類されないもの）	
H 運輸業、郵便業		8 8	廃棄物処理業
4 2	鉄道業	8 9	自動車整備業
4 3	道路旅客運送業	9 0	機械等修理業（別掲を除く）
4 4	道路貨物運送業	9 1	職業紹介・労働者派遣業
4 5	水運業	9 2	その他の事業サービス業
4 6	航空運輸業	9 3	政治・経済・文化団体
4 7	倉庫業	9 4	宗教
4 8	運輸に附帯するサービス業	9 5	その他のサービス業
4 9	郵便業（信書便事業を含む）	9 6	外国公務
		S 公務（他に分類されるものを除く）	
		9 7	国家公務
		9 8	地方公務
		T 分類不能の産業	
		9 9	分類不能の産業

【総務省 「日本標準産業分類」（第13回改訂）より】

3 労災保険率表

(平成 27 年 4 月 1 日改定)

事業の種類 の分類	事業の種類 番号	事業の種類	労災保険率
林業	02	林業	60/1000
	03	林業	
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面漁業養殖業を除く。）	19/1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38/1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20/1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	3/1000
	25	採石業	52/1000
	26	その他の鉱業	26/1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79/1000
	32	道路新設事業	11/1000
	33	舗装工事業	9/1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5/1000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	11/1000
	38	既設建築物設備工事業	15/1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5/1000
製造業	37	その他の建設事業	17/1000
	41	食料品製造業（※）	6/1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5/1000
	44	木材又は木製品製造業	14/1000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1000
	46	印刷又は製本業	3.5/1000
	47	化学工業	4.5/1000
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5/1000
	66	コンクリート製造業	13/1000
	62	陶磁器製品製造業	19/1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7/1000
	51	非鉄金属精錬業	6.5/1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5/1000
	53	鋳物業	18/1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10/1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5/1000
	55	めつき業	7/1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5/1000
	57	電気機械器具製造業	3/1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1000
	59	船舶製造又は修理業	23/1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1000
	61	その他の製造業	6.5/1000
運輸業	71	交通運輸事業	4.5/1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9/1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1000
	74	港湾荷役業	13/1000
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12/1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5/1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7/1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5/1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1000
	94	その他の各種事業	3/1000
	90	船舶所有者の事業	49/1000

※ 平成 27 年 4 月 1 日から、「65 たばこ等製造業」は、「41 食料品製造業」に統合されました。

4 各種参考様式等

○被保険者証再交付申請書

様式第8号

※	所長	次長	課長	係長	係

雇用保険被保険者証再交付申請書

申 請 者	1. フリガナ													2. 性別	1 男 2 女	3. 生年月日	大 昭 平	年	月	日
	氏 名																			
現に被保険者として雇用されている事業所	4. 住所又は居所													郵便番号		—				
	5. 名 称													電話番号						
最後に被保険者として雇用されていた事業所	6. 所在地													郵便番号		—				
	7. 名 称													電話番号						
9. 取得年月日	8. 所在地													郵便番号		—				
10. 被保険者番号	— —													※ 安定所 確認印						
11. 被保険者証の滅失又は損傷の理由																				
雇用保険法施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり雇用保険被保険者証の再交付を申請します。 平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 記名押印又は署名 印																				
※ 再交付年月日	平成 年 月 日				※備考															

注意

- 被保険者証を損傷したことにより再交付の申請をする者は、この申請書に損傷した被保険者証を添えること。
- 1 欄には、滅失又は損傷した被保険者証に記載されていたものと同一のものを明確に記載すること。
- 5 欄及び6 欄には、申請者が現に被保険者として雇用されている者である場合に、その雇用されている事業所の名称及び所在地をそれぞれ記載すること。
- 7 欄及び8 欄には、申請者が現に被保険者として雇用されている者でない場合に、最後に被保険者として雇用されていた事業所の名称及び所在地をそれぞれ記載すること。
- 9 欄には、最後に被保険者となったことの原因となる事実のあった年月日を記載すること。
- 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。
- なお、本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは公共職業安定所までお問い合わせください。

雇入通知書の様式例（表面）

労働条件通知書

年 月 日	
事業場名称・所在地 使用 者 職 氏 名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 （ ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） II 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 ┌ 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） ┌ 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） ┌ 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレキシブルタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

1 雇入通知書の様式例（裏面）

賃 金	1 基本賃金 イ 月給（ 円）、ロ 日給（ 円） ハ 時間給（ 円）、 ニ 出来高給（基本単価 円、保障給 円） ホ その他（ 円） ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ（ 手当 円 /計算方法： ） ロ（ 手当 円 /計算方法： ） ハ（ 手当 円 /計算方法： ） ニ（ 手当 円 /計算方法： ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内（ ）% 月60時間超 （ ）% 所定超 （ ）% ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）% ハ 深夜（ ）% 4 賃金締切日（ ）ー毎月 日、（ ）ー毎月 日 5 賃金支払日（ ）ー毎月 日、（ ）ー毎月 日 6 賃金の支払方法（ ） 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無 , 有（ ）） 8 昇給（時期等 ） 9 賞与（ 有（時期、金額等 ） , 無 ） 10 退職金（ 有（時期、金額等 ） , 無 ）
退職に関する事項	1 定年制 （ 有 （ 歳 ） , 無 ） 2 継続雇用制度（ 有 （ 歳まで ） , 無 ） 3 自己都合退職の手続（退職する 日以上前に届け出ること） 4 解雇の事由及び手続 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
そ の 他	・社会保険の加入状況（ 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他（ ）） ・雇用保険の適用（ 有 , 無 ） ・その他 ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

(参考) 産後休業後の育児休業開始日早見表

出産月 出産日	1月 (閏年の場合)	2月 (閏年の場合)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	2/27	3/30 (3/29)	4/27	5/28	6/27	7/28	8/27	9/27	10/28	11/27	12/28	1/27
2	2/28	3/31 (3/30)	4/28	5/29	6/28	7/29	8/28	9/28	10/29	11/28	12/29	1/28
3	3/1 (2/29)	4/1 (3/31)	4/29	5/30	6/29	7/30	8/29	9/29	10/30	11/29	12/30	1/29
4	3/2 (3/1)	4/2 (4/1)	4/30	5/31	6/30	7/31	8/30	9/30	10/31	11/30	12/31	1/30
5	3/3 (3/2)	4/3 (4/2)	5/1	6/1	7/1	8/1	8/31	10/1	11/1	12/1	1/1	1/31
6	3/4 (3/3)	4/4 (4/3)	5/2	6/2	7/2	8/2	9/1	10/2	11/2	12/2	1/2	2/1
7	3/5 (3/4)	4/5 (4/4)	5/3	6/3	7/3	8/3	9/2	10/3	11/3	12/3	1/3	2/2
8	3/6 (3/5)	4/6 (4/5)	5/4	6/4	7/4	8/4	9/3	10/4	11/4	12/4	1/4	2/3
9	3/7 (3/6)	4/7 (4/6)	5/5	6/5	7/5	8/5	9/4	10/5	11/5	12/5	1/5	2/4
10	3/8 (3/7)	4/8 (4/7)	5/6	6/6	7/6	8/6	9/5	10/6	11/6	12/6	1/6	2/5
11	3/9 (3/8)	4/9 (4/8)	5/7	6/7	7/7	8/7	9/6	10/7	11/7	12/7	1/7	2/6
12	3/10 (3/9)	4/10 (4/9)	5/8	6/8	7/8	8/8	9/7	10/8	11/8	12/8	1/8	2/7
13	3/11 (3/10)	4/11 (4/10)	5/9	6/9	7/9	8/9	9/8	10/9	11/9	12/9	1/9	2/8
14	3/12 (3/11)	4/12 (4/11)	5/10	6/10	7/10	8/10	9/9	10/10	11/10	12/10	1/10	2/9
15	3/13 (3/12)	4/13 (4/12)	5/11	6/11	7/11	8/11	9/10	10/11	11/11	12/11	1/11	2/10
16	3/14 (3/13)	4/14 (4/13)	5/12	6/12	7/12	8/12	9/11	10/12	11/12	12/12	1/12	2/11
17	3/15 (3/14)	4/15 (4/14)	5/13	6/13	7/13	8/13	9/12	10/13	11/13	12/13	1/13	2/12
18	3/16 (3/15)	4/16 (4/15)	5/14	6/14	7/14	8/14	9/13	10/14	11/14	12/14	1/14	2/13
19	3/17 (3/16)	4/17 (4/16)	5/15	6/15	7/15	8/15	9/14	10/15	11/15	12/15	1/15	2/14
20	3/18 (3/17)	4/18 (4/17)	5/16	6/16	7/16	8/16	9/15	10/16	11/16	12/16	1/16	2/15
21	3/19 (3/18)	4/19 (4/18)	5/17	6/17	7/17	8/17	9/16	10/17	11/17	12/17	1/17	2/16
22	3/20 (3/19)	4/20 (4/19)	5/18	6/18	7/18	8/18	9/17	10/18	11/18	12/18	1/18	2/17
23	3/21 (3/20)	4/21 (4/20)	5/19	6/19	7/19	8/19	9/18	10/19	11/19	12/19	1/19	2/18
24	3/22 (3/21)	4/22 (4/21)	5/20	6/20	7/20	8/20	9/19	10/20	11/20	12/20	1/20	2/19
25	3/23 (3/22)	4/23 (4/22)	5/21	6/21	7/21	8/21	9/20	10/21	11/21	12/21	1/21	2/20
26	3/24 (3/23)	4/24 (4/23)	5/22	6/22	7/22	8/22	9/21	10/22	11/22	12/22	1/22	2/21
27	3/25 (3/24)	4/25 (4/24)	5/23	6/23	7/23	8/23	9/22	10/23	11/23	12/23	1/23	2/22
28	3/26 (3/25)	4/26 (4/25)	5/24	6/24	7/24	8/24	9/23	10/24	11/24	12/24	1/24	2/23
29	3/27 (3/26)	(4/26)	5/25	6/25	7/25	8/25	9/24	10/25	11/25	12/25	1/25	2/24
30	3/28 (3/27)		5/26	6/26	7/26	8/26	9/25	10/26	11/26	12/26	1/26	2/25
31	3/29 (3/28)		5/27		7/27		9/26	10/27		12/27		2/26

(注) 対象となる育児休業には、産後休業(産後8週間)は含まれませんので、出産の日から(出産日を含む)58日目
が育児休業開始日になります。